

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被 告 国 外2名

証拠説明書（3）

2021年9月22日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士	平	裕	介	
同 弁護士	出	口	かおり	
同 弁護士	井	桁	大介	
同 弁護士	亀	石	倫子	
同 弁護士	三	宅	千晶	
同 弁護士	福	田	健治	

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
31	意見書(原本)	広島大学 (憲法学) 新井誠教授	2021年9月 19日	<p>憲法14条1項の規範として、文字通りの「差別の禁止」が求められており、広範な業種が給付対象とされる本給付事業において、法外の現象を理由に当該業種のみ同等の扱いをしないことになれば、それは特定業種に係る人々が、国家から個人としての立場を軽視されたことにより「地位のレベルでの格下げ」がもたらされたという現象を示すに他ならず、憲法14条1項に抵触すること、また、政府言論の結果、国民による当該業種に対するレッテル貼りを助長し、職業感に貴賤があることを国が結果的に承認する契機となりかねないこと自体が、憲法が求める差別禁止に反するのであって違憲であること、そもそも一定の給付制度の導入にあたって給付除外措置対象者を設ける場合には、それが当該給付制度の根本的目的と適合的でなければならないこと等。</p>

以上